

～前回の続き～

前は、**相続税対策として生命保険**に入る場合、契約の形態により税金の課税方法が異なるという話をしました。そこで今回は、どのような場面においてどのような**契約形態**にすればよいか、そして最後に、**保険金の効果**についてお話しします。

一般的に**贈与タイプの保険形態は原則避けるべき**です。なぜなら、贈与税は税率や計算式から、相続税や所得税に比べて非常に税率が高くなるからです。以下、事例によって説明いたします。

### 各税額計算の事例

相続人(配偶者・長男・次男)は3人です。仮に生命保険金の受取額1,500万円、保険料の支払額1,300万円とします。保険金の受取人は配偶者であり、配偶者の既存所得はゼロです。

タイプ				税額								
<b>相続税タイプ</b> <table border="1"> <tr> <th>契約者</th> <th>被保険者</th> <th>受取人</th> <th>課税関係</th> </tr> <tr> <td> 夫</td> <td> 夫</td> <td> 妻</td> <td>相続税</td> </tr> </table>				契約者	被保険者	受取人	課税関係	夫	夫	妻	相続税	<相続税額> ● 1500万円 - (500万円 × 3人) = <b>0円</b>
契約者	被保険者	受取人	課税関係									
夫	夫	妻	相続税									
<b>所得税タイプ</b> <table border="1"> <tr> <th>契約者</th> <th>被保険者</th> <th>受取人</th> <th>課税関係</th> </tr> <tr> <td> 夫</td> <td> 妻</td> <td> 夫</td> <td>所得税</td> </tr> </table>				契約者	被保険者	受取人	課税関係	夫	妻	夫	所得税	<所得税額> ● {(1500万円 - 1300万円) - 50万円(特別控除)} × 1/2 = 75万円 ● 75万円 - 38万円(所得税基礎控除) × 5% = <b>1.85万円</b> ※受け取る方の所得によって所得税の税率は変動します。
契約者	被保険者	受取人	課税関係									
夫	妻	夫	所得税									
<b>贈与税タイプ</b> <table border="1"> <tr> <th>契約者</th> <th>被保険者</th> <th>受取人</th> <th>課税関係</th> </tr> <tr> <td> 夫</td> <td> 妻</td> <td> 子</td> <td>贈与税</td> </tr> </table>				契約者	被保険者	受取人	課税関係	夫	妻	子	贈与税	<贈与税額> ● {1500万円 - 110万円(基礎控除)} × 45% - 175万円 = <b>450.5万円</b>
契約者	被保険者	受取人	課税関係									
夫	妻	子	贈与税									

上記の事例のように、同じ保険金であっても、保険契約の形態によって大きく税額が変動することになります。従って、特に贈与タイプの保険契約は、一度見直しをする必要があるということです。

### 保険金の効果

最後に、あまり知られていない**相続税タイプの保険金の効果**についてまとめます。

死亡保険金は亡くなった方の相続財産には含まれません。そのため以下のような効果があります。

**効果1** 死亡保険金は、受取人が「単独」で受け取ることができる財産である

**効果2** 相続放棄をしても保険金は受け取ることができる

**効果3** 原則、遺留分の対象外となる

相続税タイプの保険契約は、相続税対策以外にも、遺産分割する際に生命保険が有効に使えるということです。

お問合せ先: 税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男  
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F  
 TEL: 0120-985-556 URL: <http://www.nara-souzoku.net/>

セブン・オビ・エフ  
受付中